

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	特定疾病受療証の再交付	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第27条の13第8項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>○ 国民健康保険法施行規則 第27条の13第8項 世帯主は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>[添付書類] 特定疾病受療証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特定疾病受療証を添えなければならない。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年12月11日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)